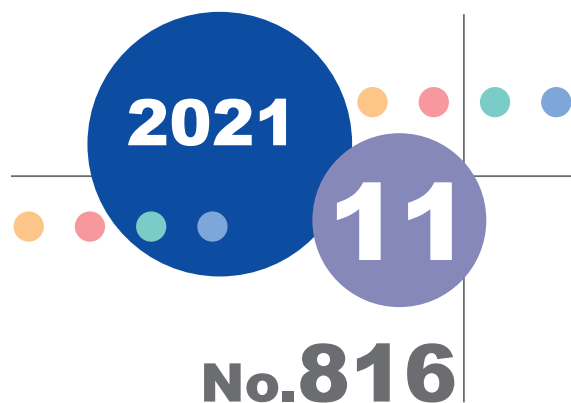


中小企業静岡



特集

新しい組合総会制度の導入～バーチャルオンリー型総会が選択可能に～

Business Report

第4回TETSU-1グランプリ静岡県大会を開催 ほか



平成の風景 (20) 東京スカイツリー開業

東京スカイツリーは、東京都墨田区にある電波塔（送信所）として平成24年2月に完成し、同年5月に開業した。高さ634mにおよぶスカイツリーは、現存する電波塔として世界第1位の高さを誇る。人工の建造物としてはドバイにある高層ビルのブルジュ・ハリーフア（828m）に次ぐ世界第2位となる。電波塔を含めた周辺施設は「東京スカイツリータウン」と呼ばれ、商業施設の東京ソラマチ、プラネタリウム、すみだ水族館等、人気の観光スポットになっている。



出向・移籍を サポートします

企業間の
出向・移籍

お気軽に
ご相談
ください

信頼と安心

経済・産業団体と
厚生労働省の協力で
設立された
公益法人です。

全国ネット

全国47都道府県の
事務所で、取扱って
おります。

無料

情報の提供・相談、
あっせんの費用は
かかりません。



出向・移籍

- ◎受入企業及び送出企業に対しきめ細やかな相談で最適な人材情報の提供・紹介を行います。
- ◎インターネットにより人材情報も提供しています。

センターの出向・移籍支援システム



センター 利用の メリット

- ◎センター独自の求人情報の提供が可能です。
- ◎他の公共職業紹介機関(ハローワーク等)との併用が可能です。
- ◎求職される皆様のご希望を考慮し、求人情報をご紹介します。
- ◎求職者にはセンターの職員が登録から再就職に向けて支援・指導を行います。



公益財団法人 産業雇用安定センター 静岡事務所

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11番7号 大樹生命静岡駅前ビル12F

TEL 054-255-1343 FAX 054-652-3259

浜松駐在事務所

〒430-0928 浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル13F

TEL 053-458-3621 FAX 053-458-3622

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国的なネットワークを通じて、
人材の確保、従業員の再就職支援に努めています。

中小企業静岡

2021
NOVEMBER
No.816

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索



トップページ中央右の
「今月の中小企業静岡」をクリック!

https://www.siz-sba.biz/library_index.htm

INDEX

特集 …… 2

新しい組合総会制度の導入
～バーチャルオンリー型総会が選択可能に～

Business Report …… 8



第4回TETSU-1グランプリ静岡県大会を開催
ほか

景況ウォッチ …… 10

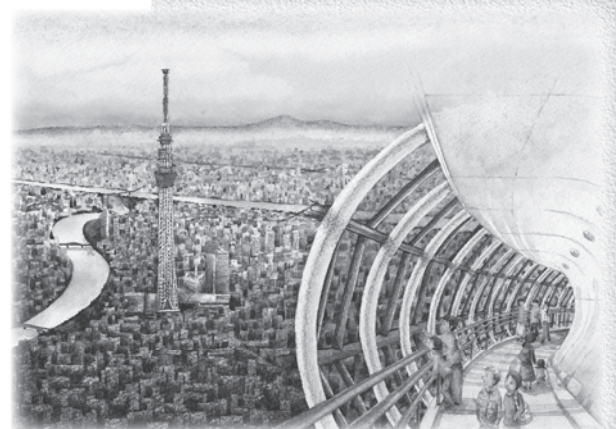
9月の情報連絡員月次景況調査より

NETWORK …… 14

工科短期大学校第3回入学試験の
ご案内 ほか

読者プラザ …… 16

静岡県BCPコンサルティング協同組合
副理事長 宮角 良介



表紙絵／のむらうこ

特集

新しい組合総会制度の導入 ～バーチャルオンリー型総会が選択可能に～

令和3年5月14日、中小企業等協同組合法施行規則・中小企業団体の組織に関する法律施行規則が改正されました。これにより、当該法律に規定される事業協同組合（連合会）、企業組合、商工組合（連合会）、協業組合等について、バーチャルオンリー型による総会の開催が可能になりました。バーチャルオンリー型総会の開催には、定款変更が必要な場合や運営方法に関する留意事項等について対策を講じるなど、事前の準備が必要です。制度改正の内容をご理解いただき、円滑な組合運営にお役立てください。

1 バーチャルオンリー型総会とは

(1) バーチャルオンリー型総会が選択可能に

あらかじめ指定された場所に理事や組合員が集い、一堂に会して行われる従来の総会（以降「リアル型総会」と呼ぶ）に対して、開催場所を定めることなく理事や組合員がインターネットやテレビ電話等を活用して出席し、開催される総会を「バーチャルオンリー型総会」と本誌では呼称し、従来の制度との相違点や開催するための諸手続き等を紹介していく。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、三密回避となる総会の開催方法が求められてきたが、従前の制度では“仮想空間での総会（理事会）の開催”は認められていなかった。そのため、これまでは従来のリアル型総会に加え、リアル型総会にオンライン会議システム等による出席方法を組み合わせた「ハイブリット型総会」の開催は可能であったが、「場所」を定めることなく開催するバーチャルオンリー型総会は実施することができなかった。しかしながら、今回の改正では、「場所」を定めないバーチャルオンリー型総会の開催を選択することが可能となった。

今般の新たな総会開催形態の追加により、組合員の参画機会の増大や対話・議論の活性化などが期待されている。

〈組合総会の開催形態の比較〉

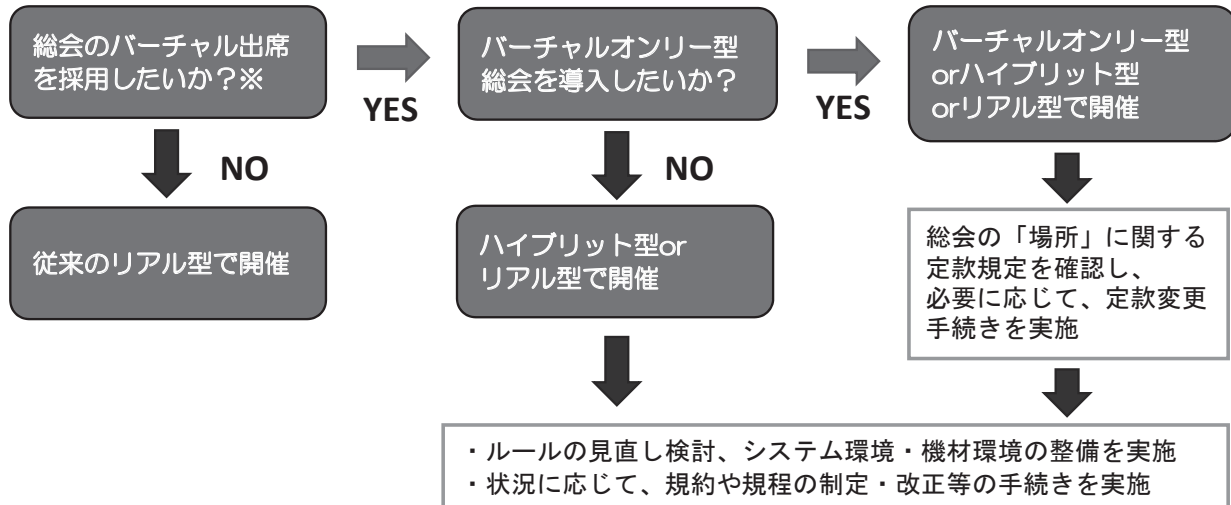
リアル型総会	ハイブリット型総会	バーチャルオンリー型総会
物理的な「場所」を定め会議体としての総会を開催する形態	物理的な「場所」を定め会議体としての総会を開催するとともに、当該場所に在所しない組合員がインターネット等の手段を用いて出席する形態	<u>物理的な「場所」を定めることなく</u> 、組合員がインターネット等の手段を用いて出席し、総会運営も当該手段で行われる形態

(2) 組合における制度改正への対応

組合の総会は、組合員全員で構成し、組合員の意思表示により“組合の意思”を決定する最高の意思決定機関である。また、総会は、法令及び定款、規約に反しない限り、組合に関する一切を決定ことができ、その決定内容は組合員及び役員を拘束する。そのため、バーチャルオンリー型総会の開催にあたっては、組合員の意思が適正かつ十分に反映された総会運営を行うことができるように対応しなければならない。

ただし、今般の制度改正は従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしもすべての組合が対応しなければならないものではない。まずは、組合としてどうしたいかを検討することが肝要で、組合の意向に応じて、ルールの見直し議論、諸規定（定款、規約、規程等）の制定・改正の必要性、各種環境整備の必要性が求められる。次のフロー図で、組合の意向と対応内容を確認し、今後の検討の一助とされたい。

〈制度改正への対応が必要かを確認するためのフロー図〉



※バーチャル出席…インターネットやテレビ電話等を活用して総会に出席する方法

(3) バーチャルオンリー型総会の導入で期待される効果・影響

組合員がバーチャルオンリー型総会に出席するためには、インターネット等の手段（オンライン会議システム等）を利用する必要があることから、当該制度の導入によって組合員のデジタル化を促進する効果が期待される。他方、オンラインでの対応は「face to face」による意思の疎通や人間関係の構築を困難にする可能性が指摘されており、人的ネットワークを旨とする中小企業組合において欠点と捉えられる側面もある。バーチャルオンリー型総会を取り入れるかどうかは組合の方針や実情に応じた選択が必要となる。

【期待される効果】

- デジタル化の促進
組合や組合員企業のデジタル化促進に寄与できる。
- 組合の活性化
これまで出席を見合わせていた遠隔地の組合員等が出席可能となることにより、活発な議論や審議、組合員の当事者意識の向上につながる。

【導入による影響・注意事項】

- 円滑なコミュニケーションの妨げになることも…
画面を通すことにより相手の表情や雰囲気が読み取りづらくなることで、実際に対面するよりも円滑なコミュニケーションが取りづらくなる。
- 通信状況に左右され運営に不備が生じることも…
通信やシステムに障害が発生した場合、適切な運営が行えない可能性がある。事前の通信テスト等の障害防止策や実際に障害が発生した場合の対応策、事前の取り決め等を定めておく必要がある。
- 権限の行使方法の検討
組合員が適法に議決権・選挙権を行使できるような運営方法を検討、整備する必要がある。

2 バーチャルオンリー型総会の導入に向けた対応

(1) 諸規定・ルール等の整備

多くの組合の定款では、総会の招集方法として「総会の開催日時や場所を招集通知に記載する」旨が規定されるとともに、総会議事録には「開催日時及び場所を記載する」等の定めが記されている。このような定款の状態では、場所の定めのないバーチャルオンリー型総会を開催してしまうと法令または定款違反となってしまう可能性があるため、定款変更を行い「場所」を定めず総会を導入する旨を規定する必要がある。

また、情報セキュリティや通信環境、オンライン会議システム等のサービスの選択・操作方法の周知など、適切な総会運営を行うために事前に講じるべき対策が多数あることから、バーチャルオンリー型総会の導入には、法律上の諸規定（定款、規約、規程）の見直しや改訂に加え、法律に拠らないルール等の検討・整備が必要となる。

〈バーチャルオンリー型総会の導入にあたって検討・整備が必要な事項の一覧（例）〉

対応すべき項目	内 容
通信障害対策	▶通信障害を発生させないための対策、生じた際の対応
情報セキュリティ対策	▶情報セキュリティリスクを発生させないための対策
組合・組合員等の出席環境整備	▶当事者のシステム環境、機材環境、通信環境の整備
組合・組合員等への情報提供	▶当事者への十分な情報提供、周知
システム・サービスの選択	▶適法開催に必要なシステム・サービスの選択・契約等 ▶情報伝達の「即時性」と「双方向性」の実現等
組合員への権利・行為制限ルールの設定（※）	▶総会において組合員の権利や行為に制限を加える場合の対応
開催形態（場所の有無）の決定プロセス	▶開催形態の決定は理事会で実施するが、そのプロセスをより明確にしたい場合の対応
招集手続（※）	▶招集通知の内容（ID / PW / URLの提供方法等） ▶招集スケジュールの検討 ▶事前登録制への対応
本人確認方法	▶ID / PW / URLの提供方法と連動した受付方法 ▶画面表示 ▶なりすまし対策 ▶出席者数のカウント方法
円滑な議事運営	▶議長の選出方法 ▶情報共有方法 ▶運営方法 ▶質問方法 ▶通信障害が生じた際の対応
議決権行使方法	▶定足数・有効な議決権数の確認方法、審査・採決方法 ▶賛否の数のカウント方法
選挙制（選挙権の行使）（※）	▶無記名投票を担保する方法 ▶指名推薦の実施方法
選任制（議決権の行使）（※）	▶選任制の採用 ▶賛否確認の取り扱いへの対応
役員による説明義務等への対応	▶説明を求められた際の対応手順 ▶監事による意見陳述、調査結果報告への対応
総会の議事録（※）	▶バーチャルオンリー型総会を開催した場合の記載内容

（※）の記載のある項目は、定款変更を伴う場合がある。

3 定款参考例の改訂ほか（参考）

(1) 定款参考例の改訂

今回の制度改正に伴って「中小企業組合定款参考例」の改訂が行われた。今回の改訂では、従来の機関運営方式にバーチャルオンリー型組合総会という新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしもすべての組合が導入しなければならないものではない。自律的に活動する組合が社会的な変化を踏まえて実情に応じた適切な規定を設けることができるよう最新の定款参考例の条項を参考として紹介する。

① 総会招集の手続：「場所」を定めないバーチャルオンリー型総会の導入

変更後	変更前
<p>(総会招集の手続)</p> <p>第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p>	<p>(総会招集の手続)</p> <p>第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p>

② 総会の議事録：バーチャルオンリー型総会を開催した場合の議事録記載事項の変更

変更後	変更前
<p>(総会の議事録)</p> <p>第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所</p>

(2) 総会の招集通知及び議事録記載例

上記（1）の定款の内容に応じた総会の招集通知や議事録記載例は以下の通り。

〈ハイブリット型通常総会の招集通知（例）〉 ※関係部分のみを一部抜粋

<p>第〇回通常総会開催について</p> <p>このたび下記により第〇回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご通知申し上げます。</p> <p>本総会への出席方法につきましては、当日、会場にご来場いただく方法のほか、会場にご来場いただけない場合は、Web会議システムを活用した「バーチャル出席」の方法により総会に出席いただくことが可能です。</p> <p>なお、当日いずれの方法でも出席できない場合は、定款第〇条の規定により、下記事項につき代理人または書面をもって議決権を行使することが可能です。同封の権利行使通知書（出席通知書、委任状用紙、事前権利行使書）に必要事項をご記入、ご捺印の上、〇〇月〇〇日までに到着するよう郵送または直接、組合宛てにご提出ください。</p>

記

1. 開催日時 令和〇年〇月〇〇日 〇〇時より
2. 開催場所等 ①会場：〇〇〇〇 【※1】
②Web会議システム：下記4をご参照ください。
3. 議案 第1号議案 〇〇〇について
～中略～
4. バーチャル出席に関する留意事項
● Web会議システムを活用したバーチャル出席について 【※2】

- ※1 バーチャルオンリー型総会を開催する場合は、本文中の会場出席に関する文章を削除するほか、「2. 開催場所等」に該当する箇所を右記の通りとする。「2. 開催方法 Web会議システムによる」
- ※2 バーチャル出席の方法（アクセス方法）やバーチャル出席時の行為制限などの注意事項について詳細を記入する。当該箇所は「別紙」として案内しても可。

〈ハイブリット型通常総会の議事録（例）〉

※関係部分のみを一部抜粋

第〇回通常総会議事録

1. 招集年月日 令和〇年〇月〇〇日
2. 開催日時及び場所 【※1】
 - (1) 開催日時 令和〇年〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分
 - (2) 開催場所 〇〇〇〇
3. 組合員数及び出席者数並びに出席方法
 - (1) 組合員総数 〇人
 - (2) 出席組合員数 〇人 本人出席：〇人（うち、Web出席：〇人）
委任状出席：〇人
書面出席：〇人
4. 理事の数、出席理事の数並びにその出席方法及び氏名
 - (1) 理事総数 〇人
 - (2) 出席理事数 本人出席：〇人（うち、Web出席：〇人）
 - (3) 出席理事氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇…
5. 監事の数、出席監事の数並びにその出席方法及び氏名
 - (1) 監事総数 〇人
 - (2) 出席監事数 本人出席：〇人（うち、Web出席：〇人）
 - (3) 出席監事氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇…
6. 議長の氏名 〇〇〇〇
7. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇
8. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

定刻に至り、（氏名）が司会者となり、組合員総数及び出席者数を報告、定款規定の定足数を満たしており、本総会の成立を宣した。また、本総会において、組合員が当組合指定のウェブサイトログインする方法で参加しているところ、関連するシステムが特段の支障なく稼働していることが確認された。

～以下省略～

- ※1 バーチャルオンリー型総会の場合の記載例は以下の通り

2. 開催日時及び方法
 - (1) 開催日時 令和〇年〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分
 - (2) 開催方法 Web会議システムによる

バーチャルオンリー型総会に関するご相談は『静岡県中小企業団体中央会』までお問い合わせください

働き方改革に取り組む事業者団体・企業グループ対象

無料

セミナー講師派遣!



静岡働き方改革推進支援センター（静岡労働局委託事業）

県内の事業者団体（組合、商工会、業界団体等）と連携して、
会員事業者の皆様を対象とする働き方改革セミナーを開催。

専門家（社会保険労務士等）を講師として無料派遣
します。是非ご活用ください！

テーマ例

同一労働同一賃金

パートタイム・有期雇用労働法のポイント解説
正社員とパートタイマー等との不合理な
待遇差をなくすには？

活用したい助成金

業務改善助成金、人材確保等支援助成金、
キャリアアップ助成金、両立支援等助成金（育休・介護）
産業雇用安定助成金 等の解説

新しい働き方と労働環境整備 （テレワーク）

テレワーク中の社員の労務管理ってどうすればいい？
勤怠管理、費用負担、労災、リスク対策は？
テレワーク導入方法（進め方、社員教育、システム、助成金等）

採用・教育・定着

採用活動成功のポイント、教育カリキュラム、
労働意欲向上

就業規則・諸規程の見直し

働き方改革関連法の施行前と施行後
ここを変える！

ハラスメント対策

職場のハラスメント対策が義務化！
防止策、社内体制、教育等

賃金と評価制度

賃金体系の見直し、新たな評価制度の導入、
評価結果の賃金への反映

生産性向上

職場改善による業務効率化、収益力・生産性向上策

高齢者の活躍推進

70歳までの就業機会確保（改正高齢者雇用安定法の解説）
高齢者がいきいきと働ける仕組みづくり
（賃金、年金、職務評価等）
改正厚生年金保険法の解説

今更訊けない… 労務管理の基礎あれこれ

- 時間外労働の上限規制（36協定のはなし）
- 年次有給休暇の5日取得義務
- 労働時間の状況の客観的把握
- 労働時間制度（変形労働時間制等）の解説
- 労使関係の健全化とルールの確立 ほか

※セミナーのテーマ・内容は、連携する団体様と協議のうえ設定し、働き方改革に資する幅広い内容のセミナーを企画いただけます。また、オンラインセミナーへの対応も可能です。

対象 事業者団体（組合、商工会、業界団体等）、任意の企業グループ

【お問い合わせ・セミナー開催のご相談】 静岡市葵区追手町 44 番地の 1 静岡県中小企業団体中央会内

静岡働き方改革推進支援センター TEL：0800-2005451

メール：work@siz-sba.or.jp

ホームページ：http://work.siz-sba.or.jp

静岡 働き方改革 | Q





第4回TETSU-1グランプリ静岡県大会を開催

静岡県鉄筋業協同組合

静岡県鉄筋業協同組合（國井均理事長）は、鉄筋組立技術の向上及び鉄筋業の認知度を高めることを目的とした「第4回TETSU-1グランプリ静岡県大会」を9月19日に富士教育訓練センターで開催した。

当大会は隔年で開催されており、優勝者は日本一の鉄筋工を決める「全国鉄筋技能大会TETSU-1グランプリ」の出場権を獲得する。

今回はコロナ禍にあって、PCR検査または抗原検査が陰性であることを来場条件とするなどの感染症対策が行われ、組合員企業から選ばれた8名の技能者が練習と仕事で培った技とスピードを競い合った。

競技内容は一級鉄筋施工技能士検定試験の内容に「腹筋（はらきん）」と呼ばれる鉄筋の施工を加えた独自のもので、参加者は図面を読み取って基礎、柱、梁の取り合い部の鉄筋を組み立てていく。完成までの時間とその精度で採点が行われ、標準時間が100分に設定される中、最初の選手は約60分で「作業終了」サインを挙げた。

優勝した大石恋次郎氏（株式会社大和鉄筋）は、積み重ねた練習を振り返りながら「2回目の出場で結果を残すことができた。TETSU-1グランプリでは県代表として恥ずかしくない技術を披露したい」と意気込んだ。

國井理事長は「今大会出場者は過去と比べてもレベルが高く、優勝できなかった者もトップレベルの技能者。今後も日本一の鉄筋工を目指して技能を磨いてほしい」と述べた。

予選を勝ち抜いた技能者が集う全国大会は、令和4年7月に開催予定。



設立50周年を契機に将来に向けた組合ビジョンの策定を開始！

協同組合焼津水産加工センター

協同組合焼津水産加工センター（小林正典理事長）は、今年度の重点事業の一つとして「団地近未来ビジョン」の策定を目指し、第1回目の研究会を開催した。

同組合は、昭和47年に水産加工業者18社により、団地を形成する目的で設立された。発足当時は『団地一家』を掲げて連携・連帯感を醸成し、組合員企業が一体となって組合事業に取り組み、同団地は焼津を象徴する水産加工品の一大生産拠点にまで成長した。他方、昨今では時代の移り変わりとともに構成員の世代交代が進んでおり、組合に対する経営者の意識も当時とは異なってきている。

焼津の水産加工業者にとって不可欠な存在で在り続けるべく、来年10月に設立50周年を迎える同組合では、さらなる50年を見据え、多様化する組合員のニーズを取り入れながら、団地の一体感を醸成・強化し、組合事業を発展させていくための『道標』として、その方向性＝将来ビジョンを検討していくこととなった。

新たに発足された研究会は、一昨年、約14年ぶりに復活した組合青年部「団地同友会」が主体となっており、将来を担う若手経営者・後継者がこれからの組合・団地の「在るべき姿」を導き出す重要な役割を担っていく。

ビジョン策定に向けては、中央会の補助事業（経営基盤強化支援事業）を活用し、中小企業診断士の堀江良則氏から指導を仰ぐ。今後、研究会を重ねていき、来年度の通常総会にてその成果を発表する予定。



▲第1回研究会 開催風景



▲中小企業診断士の堀江良則氏

自慢の番茶を出店し、 地域住民と交流を深める

企業組合PEACE TEA FACTORY

企業組合PEACE TEA FACTORYは、静岡市葵区の長谷通りで開催された「ごちそうmart」に出店し、地域住民と交流を深めた。

同組合は、耕作放棄地の資源を活用した農産物加工食品の製造及び販売、地域資源を活用した商品開発を行っている。代表的な商品としては、大井川上流の川根地区で放棄された茶園の茶葉を活用し製造している「川根薪火三年番茶・三十年番茶」がある。長時間放置されていた茶園では農薬や化学肥料が使用されていない自然栽培の茶葉を収穫することができるため、健康食品愛好家等の中で評価が高まっている。これまでは県内外のオーガニック食品イベントに商品を出展するなどして組合事業の周知に努めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベントが開催中止となり、活動が制限されていた。

長谷通り周辺は今年1月に、近隣に唯一あったスーパーが閉店。自動車を持たない高齢者が地区に多く住んでいることもあり、県内の事業者が日替わりで出店する「ごちそうmart」は高齢者の買い物需要に応える貴重な存在として、地域住民の憩いの場になっている。

現在、同組合では放棄茶園の茶葉を活用したクラフトビールの開発や、昨今のデジタル化の流れに乗り、組合独自のECサイトの構築を進めるなど、新たな事業に積極的に取り組んでいる。独特の視点から新事業を展開する同組合から今後も目が離せない。

◆組合情報 HP：<https://peaceteafactory.com/> TEL：0547-59-2758

◆ごちそうmart：<https://www.facebook.com/gotima.hasedori/>



▲商品販売の様子



▲組合の商品



▲ごちそうmart

クラウドファンディングで 新たな設備を導入！事業拡大を目指す

うなぎいも協同組合

うなぎいも協同組合（伊藤拓馬理事長）は、クラウドファンディングを活用し、東京都品川区のアンテナショップ（戸越銀座商店街）において新たな設備を導入した。

同組合は、耕種農業を営む事業者で構成され、組合員が栽培したさつまいもの共同販売・加工事業等を行っている。加工の過程で捨ててしまううなぎの頭・骨などを肥料に育てられたさつまいもを「うなぎいも」としてブランド化している。現在では生いもでの販売とともにプリンやタルトの原料にも用いられ、地産品として人気が高まっている。今年4月には東京での拠点としてアンテナショップをオープンさせた。

同組合が挑戦したクラウドファンディングは、インターネットを通じて不特定多数の人に対して資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から事業資金を集める方法。不確実性の高い新規事業などについて、リスクの軽減や「世の中に受け入れられるかどうか」というマーケティングを兼ねて実行できるなどのメリットから、今日では法人、個人を問わず利用が進んでいる。

今回は、同組合が目標とした200万円に対して、409人の支援者より約450万円の資金調達を達成。モンブランのペーストを製造するための絞り機やソフトクリーム機等を導入するに至り、商品の拡充を実現した。

同組合の伊藤拓馬理事長は、「この他にも別のプロジェクトにクラウドファンディングを活用しました。今後もうなぎいもの魅力を発信するために様々な方法でチャレンジしていきたい」と述べた。



▲モンブランを作る、公式キャラクターの「うなも」と伊藤理事長



▲アンテナショップの様子



▲うなぎいも

景況ウォッチ

組合活性化情報

内閣府が10月8日に公表した2021年9月期の「景気ウォッチャー調査(全国版景気動向調査)」によると、9月の景況を示す現状判断DI(季節調整値)は、前月比7.4ポイント上昇の42.1(基準値50.0=前年同月比横ばいを示す)となった。また、2,3ヵ月先の景況を予測する先行き判断DI(季節調整値)は前月比12.9ポイント上昇の56.6となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、内外の感染症の動向を懸念しつつも、ワクチン接種の進展等によって持ち直しが続くともみている。」とまとめている。

概況

- 2021年9月のDI値は、前月との比較において「売上高」「収益状況」を含む5指標が悪化、「販売価格」「取引条件」「資金繰り」「業界の景況」の4指標が改善する結果となった。
各種商品小売業や道路旅客運送業から、「廃業するところが出てきている」「持ちこたえられない」と、強力な経済対策を求める声が寄せられた。
- 「製造業」では、前月との比較において「売上高」「収益状況」を含む5指標が悪化、「在庫数量」が横ばい、「業界の景況」を含む3指標が改善する結果となった。
電気機器と輸送用機器製造業から、「東南アジアでの新型コロナウイルス感染拡大対策としてロックダウンや操業規制がかかったことで、部品の供給不足が起り、生産計画の変更や減産が続いている」とのコメントが寄せられた。
- 「非製造業」では、前月との比較において「収益状況」「業界の景況」を含む3指標が悪化、「売上高」「資金繰り」が横ばい、「販売価格」「取引条件」「雇用人員」が改善する結果となった。
宿泊業からは、「静岡県が実施する『バイ・シズオカ』は県内旅行者のみを対象としていることから、あまり効果が出ていない。全国で実施される『Go Toトラベル』は効果が見込める」との声が聞かれた。

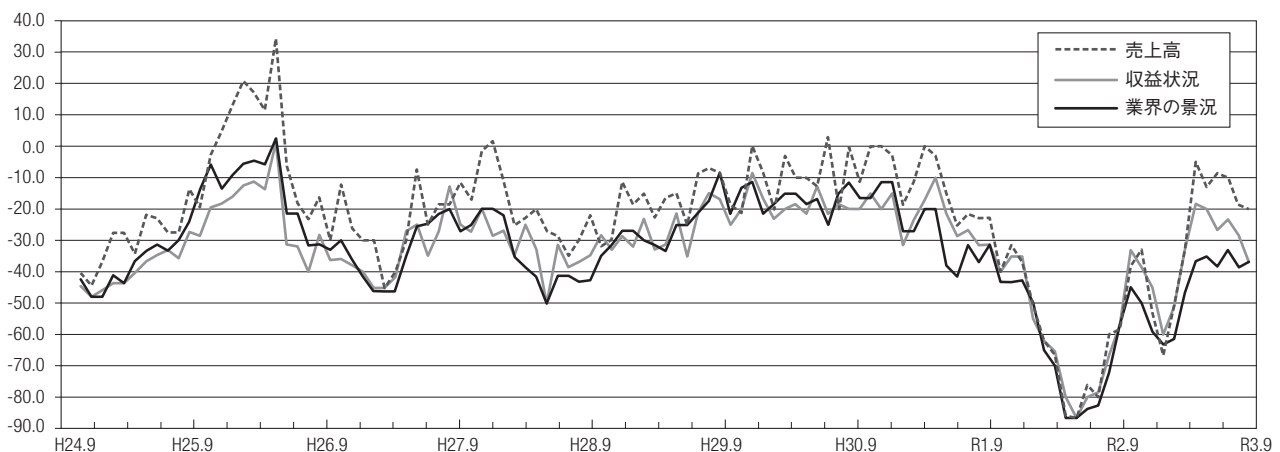
DI値の推移

※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
2021.9	-20.0	-9.1	5.0	-10.0	-36.7	-25.0	-30.0	-18.3	-36.6
DI値	☀	☀	☀	☁	☂	☂	☂	☀	☂
2021.8	-18.4	-11.4	-3.4	-11.7	-28.3	-28.4	-10.0	-15.0	-38.3
2021.8→2021.9	-1.6↓	2.3↓	8.4↑	1.7↑	-8.4↓	3.4↑	-20.0↓	-3.3↓	1.7↑

+0.1以上…☀ ±0.0~-10.0…☁ -10.1~-20.0…☂ -20.1~-…☂ なお「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。
※基準値±0.0=前年同月比横ばい。

主要三指標DI値推移(過去10年間)



(2021年9月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員60名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。集計結果の詳細は、本会ホームページ (<https://www.siz-sba.or.jp>) でご覧になれます。

業界の声

■製造業

水産食料品	<ul style="list-style-type: none"> 業界全体の景気減退で収益性も悪く、老朽化した設備の更新も難しく、今後の運営にも悪い影響を与えかねない。 業界全体の業況が悪化し減産が続いている。その影響で組合の共同施設の稼働率も低下し組合員・組合ともに減収・減益となる負のループが続いている。
織物業	<ul style="list-style-type: none"> 来年度のゆかたの生地を受注が無い。綿生地は、先染め縞生地が主流で、正絹生地の生産は前年度並みとなった。
宗教用具	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の中、前年比28%の大幅ダウンと厳しい状況。
製材業、木製品	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き旺盛な国産材需要から、各事業所の操業率は高いまま推移している。
金属製品	<ul style="list-style-type: none"> 前年比操業率は向上しているが、自動車産業の操業短縮による減産の影響を大きく受けている。 企業によって格差が出ている。業界によるものだけでなく、企業内容によると思われる。
生産用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> 中国、北米向け主体に春先以降好転しているが、ここに来て緊急事態宣言の影響なのか受注がやや減少気運にある。
電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> 半導体不足に加え、東南アジアでの新型コロナウイルス感染拡大対策であるロックダウンにより、日本向けの部品供給に問題が発生しており、今後さらに拡大することが予想されている。 大型冷蔵庫と家庭用エアコンは生産調整が続いている。業務用エアコンは調達問題の影響が少なく、昨年比では若干のプラスであった。
輸送用機械器具	<ul style="list-style-type: none"> 今夏の東南アジア(特にマレーシアとベトナム)の新型コロナウイルス感染拡大対策である操業規制の影響で、感染状況は減少に転じたものの従来の操業状態には戻っておらず、減産に繋がっている。この為生産計画の変更が頻繁に行われ、生産効率が悪化している。 自動車関連については堅調な受注があるが、半導体不足による影響もある。 自動車メーカーでは新型コロナウイルス(デルタ株)の世界規模の感染拡大により東南アジア諸国のロックダウンによる部品調達の停止、及び半導体部品の供給不足により生産が停止される状況となっている。 今月は第1・第2・第3金曜日は休業、その他の稼働日に於いても大幅な減産が続いており、次月に於いても休業対応が必要となる。

■非製造業

セメント卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧関連工事の発注が動き始め、2ヵ月振りに前年実績を上回った。上期としては、民需の減少や工法の変化に伴う袋セメント需要の低迷により前年割れとなった。今後も先行きは不透明で事業環境は厳しい。
各種商品卸売業	<ul style="list-style-type: none"> アパレル業界では多くのメーカーが生産拠点としているベトナムにおいて、工場のロックダウンが発生したため、製品の供給が不安定となり、納期遅延が多発している。
鮮魚小売業	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響で、小売業にとっては大きな変動要因は無かったが、業務卸売業は大変厳しい状況であった。緊急事態宣言解除後は徐々に回復することが予想されるが先行きが不安である。
各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言により、来街者が減少している。 依然、衣料品関係の店舗は厳しい状況が続いている。 緊急事態宣言の影響は大きく、人通りはほとんどなくなっている。飲食店(組合員ではない)もほとんどが休業し、コロナ禍の中でも最も低調な月だった。
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出により、旅行需要が停滞し、特に県をまたいだ行動が自粛されたことで、多くの宿泊施設で休業同様の状態が続いている。近年にない厳しい9月となった。 今後、一刻も早い経済対策として県の「バイ・シズオカ〜今こそ静岡元気旅キャンペーン」や国の「Go Toキャンペーン」の早期再開を期待する。
情報サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 作業案件の見送り、延期などで派遣企業は作業確保が長期から短期になってきている。
職別工事業	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に着工物件が増え、かなり稼働率が上がってきている。物件数は比較的多くはないものの、就労者の確保が困難になってきている。但し、総体的には前半、およびコロナ禍の損失を埋めるほどにはない状況で、ゼネコンによる受注競争が激しく、また鋼材の値上がりも相まって値下げ圧力がかなり感じられる。
道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の再延長により荷物情報は前年を下回る状況であった。中旬以降はシルバーウィークに向けて、荷物情報が増加傾向になったものの、全体としては低調であった。 燃料価格が急激に上昇してきており、今後、経費増加による収益の圧迫が懸念される。 燃料の高騰により、経営を圧迫している状況が見受けられる。
道路旅客運送業	<ul style="list-style-type: none"> 今年度に入り、徐々に回復の兆しも見え始めたが、まん延防止重点措置が全県に拡がり、県下に緊急事態宣言が発令され、輸送人員や運送収入は昨年8月よりも10%以上減少。一昨年8月と比べると、50%を超える大幅な落ち込みとなった。9月30日に宣言が解除されても、これまでの状況を見るとすぐにはタクシー需要が回復しないことが想定され、過酷な経営状況がしばらく続くと思われる。

現地のビジネス事情を学ぶチャンスです!

静岡県海外派遣人材育成事業

タイ ★ ベトナム 中国 インドネシア インド

※インドは浜松会場のみ

令和
3年度

海外事業展開講座

現地
事情

(政治、経済、地理、
歴史、慣習等)

会計・
税務

人事・
労務管理

危機
管理

全会場対象、勤務先やご自宅で

ライブ配信

※ライブ配信はビデオ会議アプリ「ZOOM」を使用します。

による受講も可能です!



ライブ配信をご希望される方は

右記URL内に記載の「Webセミナー利用規約」への同意が必要です。
https://www.siba.or.jp/pdf/web_user_policy.pdf

《会場別日程一覧》 ◆ 午前: 9:30~12:30 ■ 午後: 13:30~16:30

会場	タイ	インドネシア	ベトナム	中国	インド
浜松会場 えんてつ浜松駅前貸会議室 浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館	1/11 (火) 午前 現地事情	1/12 (水) 午後 会計・税務	1/18 (火) 午前 現地事情	1/19 (水) 午後 会計・税務	
	1/11 (火) 午後 人事・労務管理	1/13 (木) 午前 現地事情	1/18 (火) 午後 人事・労務管理	1/20 (木) 午前 現地事情	
	1/12 (水) 午前 会計・税務	1/13 (木) 午後 人事・労務管理	1/19 (水) 午前 会計・税務	1/20 (木) 午後 人事・労務管理	
沼津会場 沼津商工会議所会館 沼津市 米山町6-5	2/1 (火) 午前 現地事情	2/2 (水) 午後 会計・税務	危機管理 ▶ 2カ国合同で 2/4 (金) 午後開催 ※沼津会場は「タイ」「ベトナム」のみとなります。		1/26 (水) 午前 現地事情
	2/1 (火) 午後 人事・労務管理	2/3 (木) 午前 現地事情		1/26 (水) 午後 人事・労務管理	
	2/2 (水) 午前 会計・税務	2/3 (木) 午後 人事・労務管理		危機管理 ▶ 5カ国合同で 1/27 (木) 午後開催 ※インドは2日間で全3分野となります。	
静岡会場 静岡県産業経済会館 静岡市葵区 追手町44-1	2/8 (火) 午前 現地事情	2/9 (水) 午後 会計・税務	2/15 (火) 午前 現地事情	2/16 (水) 午後 会計・税務	
	2/8 (火) 午後 人事・労務管理	2/10 (木) 午前 現地事情	2/15 (火) 午後 人事・労務管理	2/17 (木) 午前 現地事情	
	2/9 (水) 午前 会計・税務	2/10 (木) 午後 人事・労務管理	2/16 (水) 午前 会計・税務	2/17 (木) 午後 人事・労務管理	

講師 一般社団法人国際協働研究機構、国際アドバイザー、海外危機管理コンサルタント等

定員 各会場またはライブ配信 1カ国 20名程度 (先着順)

受講料 各会場またはライブ配信 1カ国 (3日間で全4分野) 5,000円 (税込)
インドのみ (2日間で全3分野) 3,000円 (税込)

お申込み後に請求書をお送りします。※ライブ配信により複数名受講される場合は人数分の受講料が必要となります。

お申し込みは
SIBAホームページ
よりお願いします。

SIBA

SIBA 公益社団法人
静岡県国際経済振興会
Shizuoka International Business Association

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階
TEL.054-254-5161 FAX.054-251-1918

海外展開講座お問い合わせはこちら→



海外知財訴訟費用保険制度

安心も海をわたります。

海外での知的財産権訴訟リスクは、
年々増加傾向にあります。
不安を海外展開の重荷にしないために。
ビジネスといっしょに、
安心もお供します。



海外知財訴訟費用保険制度の特徴

1 保険制度の概要

中小企業が海外において、知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に、応訴等するための費用を補償します。中小企業基本法で定められている中小企業者である場合、各年度1回まで、国から保険料の1/2(2年目以降の場合は、保険料の1/3)が補助されます。

2 加入対象

全国中小企業団体中央会、または都道府県中小企業団体中央会の会員、もしくは会員の構成員である中小企業者かつ、みなし大企業でない場合
※中小企業基本法で定められている中小企業要件及び、みなし大企業については、パンフレット等でご確認ください。

3 保険期間

2021年7月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
※中途加入は、毎月1日 午前0時～2022年6月30日 午後12時
(保険料補助制度の関係から、最終加入始期日は2022年2月1日となります。)

4 補償対象地域

以下の1、または2のいずれかからの選択
1：アジア全域(日本、北朝鮮を除く) 2：全世界(日本、北朝鮮を除く)
※「アジア」の定義は、外務省ホームページの「地域別インデックス(アジア)」に準拠します。

5 支払限度額と免責金額について

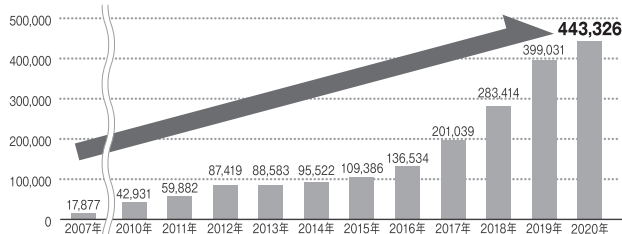
支払限度額：500万円・1,000万円・3,000万円・5,000万円のいずれかからの選択(1請求または1訴訟・保険期間中)
免責金額(自己負担額)：10万円(1請求または1訴訟)

◎本内容は、海外知財訴訟費用保険制度の概要を説明したものです。実際の加入及び詳細は、引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。
◎本制度は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(海外知財訴訟保険事業)による特許庁の支援を受けています

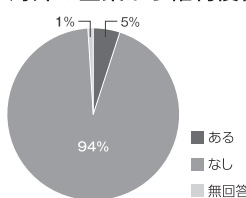
海外知財訴訟のリスク

■ 中国における知的財産民事訴訟件数の推移

日本の中小企業が海外での知的財産侵害を理由とする係争に巻き込まれるリスクは、増加傾向にあります。高額な訴訟費用が必要となった場合、係争に対応できず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる可能性があります。



■ 海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験



外国出願を行っている中小企業への調査によれば、1,612社のうち全体の5%にあたる83社が、海外企業から権利侵害していると指摘を受けた経験があると回答しています。

「令和2年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金に係るフォローアップ調査報告書」から加工・作成(特許庁)

■ お問合せ先
全国中小企業団体中央会

https://www.chuokai.or.jp/insu/chizai-insu_about.htm
※上記URLもしくは右記QRコードより、パンフレットのダウンロードができます
※お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合せ下さい



■ 引受保険会社(参入順)
○損害保険ジャパン株式会社 ○東京海上日動火災保険株式会社 ○三井住友海上火災保険株式会社

■ 制度運営
全国中小企業団体中央会



工科短期大学校第3回入学試験のご案内

グローバル化や科学技術の進展など、社会経済環境の変化に対応できる人材を育成するため、清水技術専門校及び沼津技術専門校の教育内容を高度化し、静岡県立工科短期大学校として令和3年4月に開校しました。

<静岡県立工科短期大学校が養成する人材>

- ①技術・技能の進展に対応できる高い現場力を持った人材を育成します。
- ②リーダーになる素養を持った人材を育成します。
- ③生産現場で多様な人と協働できる人材を育成します。
- ④学び続け、働き続けられる人材、成長していく人材を育成します。

■入学試験

- 試験区分
高等学校長推薦入学試験
事業主推薦入学試験
一般入学試験

■学科及び定員

【静岡キャンパス】

〒424-0881 静岡市清水区楠160
機械・制御技術科（30人）、電気技術科（20人）、
建築設備科（20人）

【沼津キャンパス】

〒410-0022 沼津市大岡4044-24
機械・生産技術科（20人）、電子情報技術科（20人）、
情報技術科（20人）

■授業料等

入校料	授業料	入校検定料
県内の者84,600円 県外の者219,900円	234,600円	18,000円

- 出願受付期間：11月24日(水)～12月8日(水)
- 試験日：12月19日(日)
- 試験科目：数学I、面接
- 合格発表：12月24日(金)
- 会場：県立工科短期大学校静岡キャンパス
(静岡市清水区楠160)

※試験区分毎、科毎の募集定員を充足した場合には、募集は行いません。募集の有無については、短期大学のホームページに掲載します。

【お問い合わせ】

静岡県立工科短期大学校静岡キャンパス
〒424-0881 静岡市清水区160
TEL：054-345-2033
FAX：054-345-2921
E-mail：koutan_kyoumu@pref.shizuoka.lg.jp
ホームページ <https://scot.shizuoka.jp>



公共職業訓練で若手社員を育成！ ～浜松技術専門校 訓練生募集～

若手社員の教育で困っていませんか？現場ではなかなかできない基本技能・技術の習得を、公共職業訓練（若年者訓練コース）で行うことができます。関連分野の資格取得も可能です。また、人材開発支援助成金を利用できる場合があります。

■令和4年度募集訓練科

科名 (定員)	内容
機械技術科 (20人)	機械加工の基礎知識、汎用工作機械・NC工作機械の操作・プログラミング
建築科 (10人)	建築大工の基礎知識、木工機械の操作、建方作業、室内造作
設備技術科 (10人)	給排水衛生設備、空調設備の設計・施工等、CAD操作

■訓練期間：1年間（令和4年4月～）

■授業料等

入校検定料	入校料	授業料
2,200円	5,650円	118,800円

※所得に応じた授業料等の減免制度があります。
※上記授業料等の他に別途諸経費がかかります。

■試験日程等

回次	出願受付期間	選考日
第3期	令和3年12月6日(月) ～ 令和4年2月2日(水)	令和4年 2月7日(月)

■試験科目：学科（数学）、面接

■会場：浜松技術専門校（浜松テクノカレッジ）

※体験入校も可能です。

※選考には事業主推薦制度があります。
(事業主推薦制度での選考は面接のみ)

※詳細は本校HPをご覧ください。

【県立浜松技術専門校】

〒435-0056 静岡県浜松市東区小池町2444-1
TEL：053-462-5602
HP：<http://www.hamamatsu-tech.ac.jp>



浜松テクノカレッジ



静岡労働局からのお知らせ

令和3年9月21日から求職者のオンライン応募が始まりました

職業安定課
Tel.054-271-9950

9月21日からハローワーク求人へ応募する際は、従来のハローワークへ来所して職業紹介を利用していただく方法のほか、インターネットを通じたオンライン応募を活用し、ハローワークへ来所することなく応募する方法が可能となりました。

【ご注意ください！】

求人者マイページを開設していない事業所の求人にはオンラインハローワーク紹介及びオンライン自主応募を行うことはできません。求人者マイページ開設については下記URLを参照してください。

→<https://kyujin.hellowork.mhlw.go.jp/kyujin/GEAB020020.do?screenId=GEAB020020&action=execRedirect&nextScreenId=GEAB010010>

オンラインハローワーク紹介は、ハローワークで求職登録をした上で求職者マイページを開設した場合のみ利用できます。しばらく職業相談を実施していない求職者の方など、求人との適合性が確認できない場合は、オンラインハローワーク紹介での紹介を希望した場合も対応できないことがあります。またオンライン自主応募はハローワークの職業紹介ではないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等や助成金の対象となりません。

オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページから設定が必要です。

詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りのハローワーク求人部門までお問合せください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html



オンライン(ZOOM)による個別相談会を開催します

雇用環境・均等室
Tel.054-252-5310

「パートタイム・有期雇用労働法」が、令和3年4月1日から中小企業も含めて全面適用され、正社員と短時間・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています。

「女性活躍推進法」が改正され、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が常時雇用労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

「労働契約法」の無期転換申込み権が規定されてから、8年が経過します。無期転換前後の制度を整備する必要があります。

上記3つの法律に係る効率的な支援ができるようオンライン形式（ZOOM）により個別相談会を開催

実施期間：令和3年10月20日（水）～令和4年3月10日（木）まで

○開催日程・申込み方法及び締切等につきましては下記をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/partyuukionlinesetsumikai_00007.html



「一般事業主行動計画策定等の義務」の対象事業主が拡大されます！

雇用環境・均等室
Tel.054-252-5310

改正女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主へ拡大されます。雇用環境・均等室では施行日における履行確保のため、改正女性活躍推進法に関する説明会や、オンライン個別相談会を開催しております。下記URLから申込用紙をダウンロードし、

FAXでお申し込みください。 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuokaroudoukyoku/roudoukyoku/kintou/2410033_00003.html



施行前	施行後	施行日
下記(1)～(4)の取組が努力義務		
(1)自社の女性の活躍に関する状況把握，課題分析 (2)1つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定，社内周知，公表 (3)行動計画を策定した旨の労働局への届出 (4)女性の活躍に関する1項目以上の情報公表	左記が義務	令和4年(2022年)4月1日

また、本年度中に上記のお取組を行っていただく上でご不明な点等がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

お問合せ先：静岡労働局雇用環境・均等室 Tel. 054-252-5310

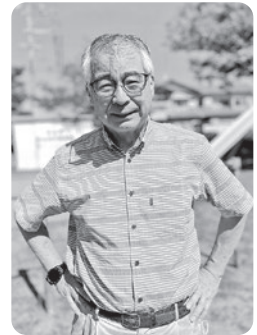


「BCP 策定に一步踏み出しましょう！」

当組合は、県内の中小企業者を対象に大災害などの経営危機から会社を守る事業継続計画（BCP）の普及活動や策定支援を行っている専門家集団です。BCP策定が進まない理由として、他に優先する業務がある、時間がない、人がいない、どう進めて良いか分からないなどがあげられています。一般にBCPでは危機対応を対象にし、①巨大地震が起きた時どのようにして、事業再開を素早く行うのか、②その時の被害を最小にする、代替生産などの体制を準備するといった事前対策を計画し、実行していきます。

しかしこのBCPの考え方は、日々の業務に対しても、起きては困るような製造トラブルや顧客からのクレーム対応などへの対応と対処方法やそのような困りごとが起きないようにする事前対策は通じるところがあるといえます。つまりBCPに取り組むことは、身近に起きる問題減らし、その対応力を高める効果があるといえます。まずは、身近な問題から、その問題が現実化したらどうするか、その問題が発生しないようにするにはどうするかに取り組んでください。この活動の継続が、危機対応力のある強い組織づくりを可能にします。

BCPに関心のある方は、まず当組合に相談してみてください。危機に強い地域づくりを進めていければ幸いです。



静岡県 BCP
コンサルティング
協同組合
副理事長

宮角 良介



コロナを機に会議や面談がWeb上で行われることが増えました。ある人は「移動の手間や費用が省けるからWebの方が良い」と言いますが、一方で「大事な場面では極力会って話をしたい」という人も少なくありません。私は後者ですが、価値観が多様化して、面談の約束を取り付けるにもどちらが正解なのか悩ましい限りです。組合もWebでの総会開催が可能となりましたが、人と人とのつながりが希薄になってしまわないか心配です。

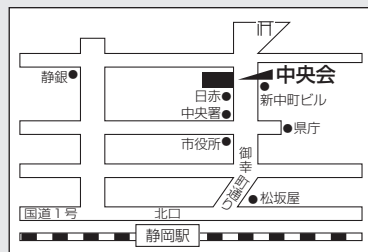
さて、先月に引き続き、本誌表紙絵のイラストテーマを募集致します。中小企業静岡の表紙絵にしたい「平成の出来事や流行、ニュース」などがありましたら、QRコードからご意見をお寄せください。本誌に関するご感想やご要望、取材のご希望などもお待ちしております。

(野沢)

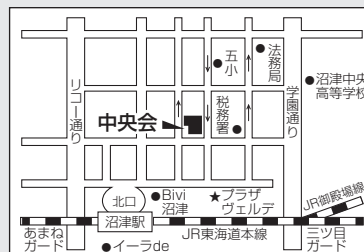


中小企業静岡11月号 (通巻816号)

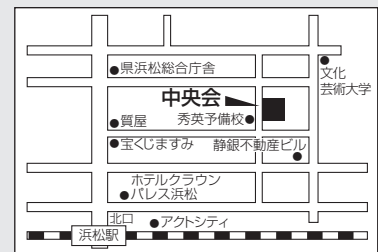
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
東部事務所 〒410-0046 沼津市米山町6番5号 TEL / 055-926-8220 FAX / 055-926-8230
沼津商工会議所会館4階
- 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <https://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス webmaster@siz-sba.or.jp
皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

ビジネスサポートキャンペーン

令和3年度 第3期 対象期間 令和3年10月1日～12月31日

8,000円 **合計最大**
キャッシュバック

①富士山静岡空港のご利用で

4,000円 往復
キャッシュバック!

※片道の場合2,000円、
1会員最大5万円(25片道)

① **¥4,000**

②就航先空港での
トランジット利用で

2,000円 往復
キャッシュバック!

片道1,000円
※1会員最大2万5千円(25片道)

①+②または③ **¥6,000**

③県内の西部・東部地域の
企業様をご利用の場合には

2,000円 往復
キャッシュバック!

片道1,000円
※1会員最大2万5千円(25片道)

西部地域「湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、
掛川市、菊川市、御前崎市、森町」
東部地域「富士市以東の市町」

①+②+③ **¥8,000**

まずは、企業サポーターズクラブへ
ご入会ください!!

- ① まずは、裏面の入会届出書をご利用頂き、ご入会
(入会前の利用は対象外)
- ② 出張等で富士山静岡空港発着便をご利用
- ③ 富士山静岡空港利用促進協議会事務局へ、補助金
交付申請書と、搭乗されたことを証明する資料の
写しをご提出 令和4年1月14日(金) **必着**
- ④ 会員企業の指定口座へ振込み

日本国内の法人にご入会頂けます。

- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等の事務所又は事業所
- 監査法人、弁護士法人等、各士業の法律に基づく法人
- 学校法人、医療法人、一般社団(財団)法人、商工会議所、協同組合等の非営利の法人もご入会頂けます (詳しくはお問い合わせ下さい)

入会金・年会費無料

問い合わせ / 富士山静岡空港利用促進協議会
〒420-0851 静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内
Tel. 054-252-8161 (平日9:00~17:00) ※12:00~13:00は除く
登録は、申し込み必要事項を記入し、FAXにてお申し付けください。

詳しくは企業サポーターズクラブのページへ
最新のお得なツアー情報も掲載中!
<http://www.fs-airport.com>

富士山静岡空港サポーターズクラブ

検索



障害者を労働者として雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用納付金制度に基づく 各種助成金のご案内

障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等の措置を行う事業主等に対して、当該措置を行うことにより生じる経済的負担の調整と障害者の雇用の促進を図ることを目的としています。

障害者作業施設設置等助成金

障害を克服し作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う(賃借による設置を含む)場合に、その費用の一部を助成します。

【助成対象となる措置】

- ・ 障害者用トイレの設置すること
- ・ スロープを設置すること
- ・ 拡大読書器を購入すること
- ・ 就業場所に手すりを設置すること等

【助成額】

支給対象費用の
2/3



障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進を図る上で、障害特性による課題に対する配慮をした福祉施設の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

【助成対象となる措置】

- ・ 休憩室・食堂等の福祉施設を設置または整備すること
- ・ 福祉施設に付帯するトイレ・玄関等を設置または整備すること
- ・ 福祉施設の付帯設備を設置または整備すること等

【助成額】

支給対象費用の
1/3



障害者介助等助成金

障害の特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助の配置等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。



【助成対象となる措置】

【助成額】

① 職場介助者を配置または委嘱すること	支給対象費用の3/4
② 手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱すること	支給対象費用の3/4
③ 障害者相談窓口担当者を増配置すること	1人につき 月額1万円 (ほか)
④ 職場支援員を配置または委嘱すること	配置：月額4万円 委嘱：1回1万円 (ほか)
⑤ 職場復帰支援を行うこと	1人につき 月額6万円 (ほか)

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

【助成対象となる措置】

- ・ 住宅を賃借すること
- ・ 指導員を配置すること
- ・ 住宅手当を支払うこと
- ・ 通勤用バスを購入すること
- ・ 通勤用バス運転従事者を委嘱すること
- ・ 通勤援助者を委嘱すること
- ・ 駐車場を賃借すること
- ・ 通勤用自動車を購入すること

【助成額】

支給対象費用の
3/4



職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。



【助成対象となる措置】

【助成額】

① 訪問型職場適応援助者による支援を行うこと	1日 1万6千円 (ほか)
② 企業在籍型職場適応援助者による支援を行うこと	月 8万円 (ほか)

重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行う事業主について、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。(事前相談が必要です)

【助成対象となる措置】

重度障害者等の雇用に適当な事業施設等(作業施設、管理施設、福祉施設、整備)を設置・整備すること

【助成額】

支給対象費用の
2/3

障害者雇用助成金に係る
説明動画はこちら



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 高齢・障害者業務課

静岡市駿河区登呂3丁目1番35号 TEL:054-280-3622